

火災保険における消火設備割引 - 西日本防災システム

1

参 考 資 料

お伝え致しますのは某損害保険会社殿の資料を参考にさせて頂いております。

必ず契約保険会社様のご確認をお願い致します。

火災保険においては各種の消火設備に対する規則を設け、設備が規則に合致する場合はそれぞれ決められた割合の保険料の割引を行っています。
消防法令による消火設備のメリットはすでに火災保険料率に加味されており、この保険料率をさらに割引引くためには消防法令より高い水準の消火設備、保守、管理、消火体制の存在が条件となります。
たとえば、火災の際には消防隊に頼らずともビル、工場内の消火設備を使用して昼夜を通じて十分な消火活動ができる体制がある場合には、消火設備割引が行われることになります。(各損害保険会社により基準は異なります。)

以下は某保険会社の社内基準例です。消防法より厳しく定められている基準は以下のようなものです。

(1) 屋内消火栓設備

- ① 水源容量が多く要求されています。
- ② 消火従事者として各筒先2名、消火栓弁1名が求められています。(消防法には規定無し)

(2) スプリンクラー消火設備

- ① 建物の用途、業種等により**軽級**、**中級**、**特級**に区分し、水源の容量やポンプの吐出量を規定しています。
- ② 維持管理について点検の回数を多く要求されています。
- ③ 非常の場合、適切な措置をとるために操作担当者が常時必要とされています。(消防法には規定無し)

(3) 自動火災報知設備

- ① 受信機は用途、規模に係わらずP型1級若しくはR型が要求されています。
- ② 維持管理について点検の回数を多く要求されています。
- ③ 感知器作動時の現場確認、初期消火活動に対応するため常駐者2名必要とされています。(消防法には規定無し)



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



火災保険における消火設備割引 - 西日本防災システム

2

屋内消火栓設備 I

1号消火栓

項 目	保険ルールによる基準	消防法
対象物	建物の用途、業種の制限無し。但し水による消火が不適切なものを除く。	(1)工場、作業場 (2)倉庫 (3)指定可燃物を指定数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの
消火栓の位置、配	(1)消火栓を中心として半径30mの円で建築物の各部分を包含できるように配置すること。 (2)各階に2台以上設置すること。	各階ごとにその階の各部分から水平距離25m以内に配置する。
放水量	(1)建築物の各部分に対し筒先2個で放水口量300ℓ/min以上 (2)同一階の消火栓2台を同時に放水し各筒先圧力 0.2Mpa以上 各筒先放水口量150ℓ/min以上	各階の消火栓が2台以上の場合は2台同時放水、1台の場合は1台放水で、各筒先圧力 0.17Mpa以上0.7Mpa以下 各筒先放水口量130ℓ/min以上
吐出量	300ℓ/min以上	各階の消火栓が1の場合 150ℓ/min 2以上の場合 300ℓ/min
水源	水源の有効水量は12m ³ 以上	各階1台の場合 2.6m ³ 2台以上の場合 5.2m ³
消火ポンプ	①消火専用であること ②ポンプ室、電気室は不燃材の隔壁で区画するか独立建物とする ③電線路は電気室より専用とし、コンクリート等のシャフトを通すか耐火電線を使用する ④消火ポンプは各消火栓から遠隔運転できること	①専用とする ②点検に便利で、火災等の被害を受ける恐れが少ない場所 ③電線路は耐火構造部に埋設するか耐火電線を使用 ④同左
維持管理	消火ポンプの運転試験、放水試験、外観点検等を6ヶ月に1回以上	機器点検6ヶ月に1回以上 総合点検1年に1回以上
消防要員	各筒先に1名 計2名 消火栓弁操作1名 合計3名 但し状況に応じて2名とすることができる。	規定なし



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

弊社top pageへ

火災保険における消火設備割引 - 西日本防災システム

3

屋内消火栓設備Ⅱ

2号消火栓

項 目	屋内消火栓設備基準	消防法
対象物	病院・診療所・社会福祉施設・ホテル・旅館・宿泊所・学校・体育館・博物館・事務所等	1号消火栓対象物のうち事務所・劇場・神社等
消火栓の位置、配	(1)消火栓を中心として半径15mの円で建築物の各部分を包含できるように配置すること。 (2)各階に2台以上設置すること。	各階ごとにその階の各部分から水平距離15m以内に配置する。
放水量	(1)建築物の各部分に対し筒先2個で放水口量120ℓ/min以上 (2)同一階の消火栓2台を同時に放水し各筒先圧力0.25Mpa以上 各筒先放水口量60ℓ/min以上	各階の消火栓が2台以上の場合は2台同時放水、1台の場合は1台放水で、各筒先圧力0.25Mpa以上0.7Mpa以下 各筒先放水口量60ℓ/min以上
吐出量	140ℓ/min以上	各階の消火栓が1の場合70ℓ/min 2以上の場合140ℓ/min
水源	水源の有効水量は4m ³ 以上	各階1台の場合 1.2m ³ 2台以上の場合 2.4m ³
消火ポンプ	①消火専用であること ②ポンプ室、電気室は不燃材の隔壁で区画するか独立建物とする ③電線路は電気室より専用とし、コンクリート等のシャフトを通すか耐火電線を使用する ④消火ポンプは各消火栓の開閉弁の開放、ホース延長操作等と連動して運転できること	①専用とする ②点検に便利で、火災等の被害を受ける恐れが少ない場所 ③電線路は耐火構造部に埋設するか耐火電線を使用 ④同左
操作性	①ホース、筒先を連結し、ホース収納装置に巻き取って収納しておくこと ②消火栓の開閉弁の開放、ホースの延長操作、放水等の一連の操作が一人で迅速、円滑に行えること	ホースの延長及び収納の操作が容易にできること
維持管理	消火ポンプの運転試験、放水試験、外観点検等を6ヶ月に1回以上	機器点検6ヶ月に1回以上 総合点検1年に1回以上
消防要員	各筒先に1名ずつの計2名	規定なし



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

火災保険における消火設備割引- 西日本防災システム

スプリンクラー消火設備

項目		保険ルールによる設備基準		消防法	
		1A	1B		
危険級別		建築物の用途、業種等により軽級、中級、特級に区分		建築物の用途によりヘッドの同時放水個数が定められています。	
延焼防止		隔壁	参考純率規定に定める危険区画の構造	同左	規定なし
		開口部	特定防火設備とヘッドの併用	特定防火設備	
類焼防止 (スプリンクラーのない建築物が隣接している場合)	隣接建物との距離	1 m 未満	1つの建築物と見なし上記の延焼防止措置がなされている	隣接建築物との水平距離が5mの範囲の壁を防火壁とし開口部に防火戸又は相対面する壁を不燃材料とし、開口部に防火設備	規定なし
	又 1 m 以上 5 m 未満	50㎡以上の3級、4級建築物が隣接する場合、スプリンクラー建築物の構造に応じた類焼防止がなされている	類焼防止措置を要しない		
ヘッドの設置を省略できる部分		階段室	周壁がコンクリート造等で可燃物がなく開口部に防火設備を設置	同左	百貨店、キャバレー等が混在する建物及び地下街の階段は除く
		その他限られた場所	周壁が不燃材等の電気室、水槽室等で合計床面積が建物の延べ床面積の10%以下	同左	構造、面積の制限無し
		天井裏	天井裏の高さが50cm以下、又は天井構成材が不燃材料で、内部に可燃物がない	同左	地下街以外の天井裏及び地下街で天井の室内に面する部分が不燃材料の部分又は天井裏の高さが50cm未満の部分
水源の数		一次 二次の二つの水源が必要	一次水源のみ	一次水源のみ	一次水源のみ



火災保険における消火設備割引 - 西日本防災システム

スプリンクラー消火設備

項目		保険ルールによる設備基準		消防法	
		1A	1B	ラック式以外	ラック式倉庫
水源の有効貯水量	軽級	30m ³ 以上	18m ³ 以上	高感度 12.8, 19.2m ³ 小區画 8.0 12.0 m ³ 其 他 16m ³ ~32m ³	36.48m ³ ~ 102.6m ³
	中級(Ⅰ)	110m ³ 以上	66m ³ 以上		
	中級(Ⅱ)	180m ³ 以上	108m ³ 以上		
	特級	310~750m ³	186~450m ³		
消火ポンプ吐出量	軽級	900ℓ/min以上	900ℓ/min以上	高感度 720ℓ/min 1080ℓ/min その他 900ℓ/min 1080ℓ/min	2080~ 3900ℓ/min
	中級(Ⅰ)	1800ℓ/min以上	1,080ℓ/min以上		
	中級(Ⅱ)	3,000ℓ/min以上	1,800ℓ/min以上		
	特級	3,500~8,500ℓ/min以上	2,100~5,100ℓ/min以上		
消火ポンプ室・電気室		コンクリート造等の隔壁で区画、開口部に防火設備を設置、又は独立建物とし他の建物から2m以上隔離	不燃材料の隔壁の区画、開口部に防火設備を設置、又は不燃材料の独立建物	点検に便利で火災等により被害を受ける恐れが少ない場所	
電線路		一次電気室より専用回路とし、地中電線路、コンクリート造等のシャフト、ピット内に敷設か又は耐火電線を使用	二次電気室より専用回路とし、火災により損傷を受けない場所に敷設又は耐火電線を使用	電線路は耐火構造部に埋設するか、又は耐火電線を使用。非常電源を設ける。但し1,000m ² 以上の特定防火対象物は自家発電設備又は蓄電池とすること。	
呼水装置		吸水管の管径に応じた推量(100ℓ~400ℓ)ポンプとの連結管径は40mm以上 減水した場合は減水警報を発すること	吸水管径に関係なく水量100ℓ以上 ポンプとの連結管径は40mm以上 減水した場合は減水警報を発すること	呼水装置の水量は100ℓ以上 但し吸水管径が150mm以下の場合500ℓ以上 ポンプとの連結管径は40mm以上 減水した場合は減水警報を発すること	
ポンプの起動方式		給水管内の圧力低下	給水管内の圧力低下	給水管内の圧力低下又は警報装置の作動による	



火災保険における消火設備割引- 西日本防災システム

6

スプリンクラー消火設備


項目	保険ルールによる設備基準		消防法	
	1A	1B		
消火ポンプ起動圧力	最高位ヘッドと消火ポンプとの落差による圧力	0.2MPa以上	同左	最高位ヘッドと消火ポンプとの落差による圧力
警報装置	逆止弁型で試験弁および排水弁を設置。容易に試験が行える場合は試験弁省略可	逆止弁型で排水弁のみを設置。管末テスト弁装置を設置		流水検知または圧力検知により作動。各警報装置の末端に設置した管末テスト弁装置にて行う。
圧力試験	締切圧力の1.5倍の水圧を2時間加えて漏水しないことを確認	ポンプの運転、停止を繰り返しても漏水しないことを確認		締切圧力の1.5倍の水圧を加えて漏水しないことを確認
配管の接続(溶接)	管継ぎ手により接続溶接の場合 50A以上の同径 突合せに限る	25A以上の同径突合せとし、縁付きサドル継手を使用		JIS B2220 B2238 B2239 B2301 B2311 B2312に限る
維持管理	自動起動試験を1ヶ月に1回以上、ポンプの負荷運転試験、警報装置の作動試験を3ヶ月に1回以上実施し、その結果を記録し、保管	同左		機器点検を6ヶ月に1回以上、総合点検を1年に1回以上
操作担当者	1名必要			指定なし



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 

火災保険における消火設備割引- 西日本防災システム

7

自動火災報知設備

項目	保険ルールによる設備基準	消防法
受信機の種類	P型1級 GP型1級 R型1級 GR型 R型アナログ式 GRアナログ式	指定はあるが制限なし
警戒区域	床面積600㎡以下 一辺50m以下	同左
感知器の種類	取付面の高さにより種類、感度を限定 20m以上の場所は炎感知器、若しくは煙感知器1種	取付面の高さにより種類、感度を限定
感知器の配置	建築構造、感知器の種類及び感度、取付面の高さにより決定	同左
感知器省略部分	玄関、便所、浴室、階段、廊下等	玄関、便所、浴室、洗濯場等
消防要員	現場確認、初期消火等2名必要	指定なし
維持管理	受信機、感知器の作動試験を3ヶ月に1回以上	機器点検を6ヶ月に1回以上、総合点検を1年に1回以上

使用制限	ラック式倉庫(高さ10m以上 700㎡以上)は初期消火活動が困難であるため自動火災報知設備は不向きである	/
------	------------------------------------------------------	---



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

弊社top pageへ

火災保険における消火設備割引- 西日本防災システム

8

火災保険の消火設備割引率

某保険会社殿の割引率をまとめています。参考にしてください。必ずご確認ください。

種別	消防用設備の種類	割引率	備考	
I	A スプリンクラー消火設備	10%~30%	A~Dの設備が併設された場合 割引率を加算します。Iの設備がIIと併設された場合は加算されません。	
	B 屋外消火栓設備	10%		
	C 屋内消火栓設備	5%		
	D 消防ポンプ自動車	5%		
II	E 泡消火設備	別に定める割引率	E~Iの設備が併設されても加算されません。	
	F 水噴霧消火設備	自動		20%
		手動		10%
	G 不活性ガス消火設備	自動		10%
		手動		5%
	H ハロゲン化物消火設備	自動		10%
		手動		5%
I 粉末消火設備	自動	10%		
	手動	5%		
III	J 自動火災報知設備	5%	B~D及びIIの手動と併設された場合は加算します。	

- 1つの建築物の各部分に種類の異なる消火設備を有する場合は各部分の割引率をその床面積により加重平均したものを当該建物の割引率とします
- 2つの建物で一部に消火設備がない場合、この部分と消火設備を有する部分の床面積により加重平均したものを当該建物の割引率とします。
- 3 消火割引率は1つの建物(区分所有であっても割引率は建物全体で計算する)に対する割引率を適用します。但し特級又は1級の建築物の収容動産に対する消火設備割引は占有ごとに割引率を適用します。

記載資料は某損害保険会社殿の資料を参考にさせて頂いております。

必ず契約保険会社様のご確認をお願い致します。

皆様のお命と財産を守るため多大な費用で設置して頂いた消防用設備ですが、保険料軽減という方面でもお役立て頂ければ幸いです。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

弊社top pageへ

